

## 平成 27 年度第 3 回岐阜県地方独立行政法人評価委員会(県立病院関係)

### － 議 事 要 旨 －

1 日 時 平成 27 年 8 月 21 日(金) 14:00～15:30

2 場 所 岐阜県庁 4 階 特別会議室

3 出席者

[委 員] 清島委員長、石原委員、芝田委員、富田委員

[専門委員] 金山専門委員、小林専門委員

[法 人] (地方独立行政法人岐阜県総合医療センター) 滝谷理事長、富田副理事長兼事務局長  
(地方独立行政法人岐阜県立多治見病院) 原田理事長、松葉副理事長兼事務局長  
(地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院) 山森理事長、藤枝理事兼事務局長

[設立団体] (岐阜県) 久保田健康福祉部次長、副島地域医療推進課長、安田管理調整監、  
鈴木課長補佐兼県立病院・看護大学法人係長 ほか

## 議事概要 県立病院関係 [資料①～⑩]

### [議題6：資料①～②]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の平成26年度財務諸表について

資料①～資料②に従い事務局及び法人から説明

### 質疑応答

#### 【清島委員長】

多治見病院の病床利用率が低下しているが、在院日数の短縮が理由か。

#### 【多治見 原田理事長】

在院日数が約1割減っている影響が大きい。

#### 【富田委員】

平成26年度に企業会計の制度が変わったが、退職金の引当金などは独法化した時点で引き当てているのか。

#### 【総セ 富田副理事長】

退職給付引当金については、県時代は地方公営企業会計基準に則り算定しており、地方独立行政法人化後は、地方独立行政法人会計基準に則り、毎年算定し、引当を行っている。

#### 【富田委員】

また、特に昨年度の上半期は全国的に消費税による受診抑制が強まったと言われているが、総合医療センターで入院患者が減少しているのはその影響が大きいのか。

#### 【総セ 滝谷理事長】

入院患者については、昨年度上半期に急激に減ったという印象はない。

#### 【多治見 原田理事長】

当院では春先に入院患者が減って心配したが、後半は持ち直した。

#### 【小林専門委員】

三病院の院外処方率はどのような状況か。

#### 【総セ 滝谷理事長】

正確ではないかもしれないが、当院の院外処方率は90%程度である。

【多治見 原田理事長】

当院は100%に近い数字であると思う。

【下呂 山森理事長】

当院は約93%である。

【清島委員長】

他にご意見・ご質問がなければ、3病院の財務諸表について、当委員会として意見書(案)のとおり知事に提出してよいか。

(異議なしの声)

【清島委員長】

異議なしということで、意見書(案)のとおり知事に提出することを決定した。

[議題7：資料③～⑤]

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の平成26年度業務実績に関する評価について

<評価に関する論点の整理・項目別評価原案について>

資料③～資料④に従い事務局から説明

質疑応答

【清島委員長】

総合医療センターについて、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

【清島委員長】

多治見病院について、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

【清島委員長】

下呂温泉病院について、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

【清島委員長】

他にご意見・ご質問がなければ、項目別評価原案のとおり決定してよいか。

(異議なしの声)

【清島委員長】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

<評価結果原案について>

資料⑤に従い事務局から説明

質疑応答

【清島委員長】

総合医療センターの評価結果原案について、何か意見はあるか。

(意見なし)

【清島委員長】

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

【清島委員長】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

次に、多治見病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

(意見なし)

【清島委員長】

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

【清島委員長】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

次に、下呂温泉病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

(意見なし)

【清島委員長】

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

【清島委員長】

異議なしということで、原案のとおり決定した。

この後、各法人には評価結果(案)を通知して、法人からの意見の申し出を受けるが、特に法人からの意見の申し出がなければ、案のとおり評価結果を決定する。法人から意見の申し出がある場合は、それによって評価結果(案)の修正が必要である場合には改めて委員の皆様の見解を伺うことになるが、その具体的な方法については委員長である私に一任いただくということでよろしいか。

(異議なし)

【清島委員長】

それでは、その後の対応については、事務局を通して改めて通知させていただくことにしたい。

〔議題8：資料⑥～⑧〕

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院・岐阜県立下呂温泉病院の第1期中期目標期間の業務実績に関する評価について

<評価に関する論点の整理・項目別評価原案について>

資料⑥～資料⑦に従い事務局から説明

質疑応答

【清島委員長】

総合医療センターについて、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

【清島委員長】

多治見病院について、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

【芝田委員】

病院の未収金について、規模が大きくなれば発生額が増えてくるのは仕方がないと思うが、具体的に対策としてどのようにしているか。

【多治見 松葉副理事長】

(未収金について補足説明)

【芝田委員】

補足説明によって理解できたので、項目 4-2-2 の評価はIVで良いと考える。

【清島委員長】

その他に意見はあるか。

(他に意見無し)

【清島委員長】

下呂温泉病院について、意見や質問はあるか。また法人からも何か意見はあるか。

(発言なし)

【清島委員長】

他にご意見・ご質問がなければ、項目別評価原案について、多治見病院の項目 4-2-2 の評価をIVに修正し、その他は原案のとおり決定してよいか。

(異議なしの声)

【清島委員長】

異議なしということで、原案を一部修正して決定した。

<評価結果原案について>

資料⑧に従い事務局から説明

質疑応答

【清島委員長】

総合医療センターの評価結果原案について、何か意見はあるか。

(意見なし)

**【清島委員長】**

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

**【清島委員長】**

異議なしということで、原案のとおり決定した。

次に、多治見病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

(意見なし)

**【清島委員長】**

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

**【清島委員長】**

異議なしということで、原案のとおり決定した。

次に、下呂温泉病院の評価結果原案について、何か意見はないか。

(意見なし)

**【清島委員長】**

それでは原案のとおり決定してよいか。

(異議なし)

**【清島委員長】**

異議なしということで、原案のとおり決定した。

この後、各法人には評価結果(案)を通知して、法人からの意見の申し出を受けるが、特に法人からの意見の申し出がなければ、案のとおり評価結果を決定する。法人から意見の申し出がある場合は、それによって評価結果(案)の修正が必要である場合には改めて委員の皆様の見解を伺うことになるが、その具体的な方法については委員長である私に一任いただくということでよろしいか。

(異議なし)

**【清島委員長】**

それでは、その後の対応については、事務局を通して改めて通知させていただくことにしたい。

**【議題9：資料⑨～⑩】**

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター・岐阜県立多治見病院の中期計画の変更について

資料⑨～⑩に従い事務局から説明

**質疑応答**

**【清島委員長】**

中期計画の変更について、何か意見はあるか。

(意見なし)

**【清島委員長】**

ご意見・ご質問がなければ、中期計画の変更について、当委員会として意見書(案)のとおり知事に提出してよいか。

(異議なしの声)

**【清島委員長】**

異議なしということで、意見書(案)のとおり知事に提出することを決定した。